

広島県中学校教育研究会学校図書館部会会則

(名 称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会学校図書館部会と称する。

第2条 本会は事務局を会長所属の学校に置く。

(組 織)

第3条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、広島県内の各郡市中学校図書館教育に携わる教職員をもって組織する。

(目 的)

第4条 本会は、中学校図書館に関するあらゆる事項を研究し、その充実と発展に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校図書館に関する研究会、講習会、協議会などの開催、講演
- (2) 学校図書館の発展のための宣伝、啓発
- (3) 図書、資料、視聴覚教具および図書館用品の研究推進
- (4) 学校図書館の設備に関する研究促進
- (5) 読書指導に関する研究促進
- (6) 広島県中学校校長会、各学校図書館協議会ならびに各種図書館との連絡提携および情報の交換
- (7) その他、中学校図書館に関する必要事項

(役 員)

第6条 本会には次の役員をおき、任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1名（理事会の推薦による。）
- (2) 副会長 2名（理事会の推薦による。）
- (3) 常任理事 5名（理事会の推薦による。ただし、1名は本会の事務局
- (4) 理 事 若干名（各郡市代表者）
- (5) 監 査 2名（理事会の推薦による。）

(役員の仕事)

第7条 本会の役員を次のとおりに定める。

- (1) 会 長 本会を統括し、本会を代表する。（広島県中学校学校図書館協議会の会長または副会長を兼ねる。）
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
- (3) 常任理事 会の運営執行にあたる。（広島県中学校図書館協議会の理事を兼ねる。）
- (4) 監 査 会の会計監査にあたる。

(顧 問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。

(事務局)

第9条 本会の事業を行うために事務局を置く。

(研究員)

第10条 本会に研究員をおき，研究活動を推進する。

(1) 研究員は若干名とし，会長が委嘱する。

(2) 研究員代表は，全国SLA研究員を兼ねる。

(総会・常任理事会)

第11条 本会には次の会をおく。

(1) 総会(理事会)

(2) 常任理事会

第12条 総会は，年1回5月に会長が招集し，予算，決算，役員の改選，会則の改廃，その他，重要な事項を決議する。

第13条 常任理事会は会長，副会長，常任理事をもって構成し，会長の招集によって開き，会の企画運営，その他の事項を処理する。

(会議の決議)

第14条 会議の決議はすべて出席者の過半数の同意を要する。可否同数の時は議長が決める。また，決議された内容については，広島県教育委員会の承認を得る。

(会計)

第15条 本会の経費は会計，寄付金，補助金などによる。

第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 本会の会長，事務局長を担当したものには，退職時(教員を)感謝状を贈り，その労務に報いる。

付 則 この会則は昭和32年6月26日から施行する。

昭和40年 一部改正

昭和52年 一部改正

平成9年 一部改正

平成12年 一部改正

平成24年 8月28日 一部改正